破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７号
熊本県菊池市野間口654番地１　イーストフィールドＢ103
破産者　日髙　武洋
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２４年（フ）第１７７号
山口県防府市華浦１丁目３番29号
破産者　岸田哲二郎デザイン事務所こと　岸田哲二郎
１　決定年月日　平成25年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１７３９号
埼玉県和光市下新倉２丁目４番20号　サンクエトワール306、破産手続開始決定時の住所埼玉県和光市新倉２丁目22番60号
破産者　佐々木一也
１　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
２　一般調査期日　平成25年12月９日午後４時30分
平成25年10月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
長野県松本市波田6559番地１
破産者　山田　哲行
１　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
２　一般調査期日　平成26年１月20日午後１時30分
平成25年10月11日　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５２７号
広島市安佐南区川内６丁目32―16、商業登記簿上の本店所在地広島市安佐南区沼田町伴4383―１
破産者　有限会社トップオート
１　破産債権の届出期間　平成25年11月14日まで
２　一般調査期日　平成26年１月15日午後２時45分
平成25年10月15日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
北海道白老郡白老町字北吉原471番地509、前住所札幌市東区北40条東９丁目１番20号
破産者　松田　惠子
１　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
２　一般調査期日　平成25年12月18日午後２時
平成25年10月15日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２９９５号
大阪市西淀川区御幣島１丁目８番８―508号
破産者　髙本製作所こと　髙本　　睦
１　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
２　一般調査期日　平成25年12月12日午後３時
平成25年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７１号
大阪市住吉区大領２丁目５番３―212号
破産者　酒田　充規
１　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
２　一般調査期日　平成26年１月16日午後３時
平成25年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９号
被相続人の最後の住所鹿児島県鹿児島市吉野町7124番地31
破産者　被相続人亡横川和茂の相続財産
１　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
２　一般調査期日　平成25年12月19日午前11時
平成25年10月11日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2511番地11クローバーマンション空港東Ⅱ302号
破産者　泉　　光明
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成25年12月20日午前10時30分
平成25年10月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８３号
京都市左京区田中東高原町36番地７
破産者　山田　洋市
１　破産債権の届出期間　平成25年11月26日まで
２　一般調査期日　平成25年12月24日午前10時40分
平成25年10月15日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
新潟県長岡市本町３丁目２番地７
破産者　有限会社ケイ．アイ．マシナリー
１　破産債権の届出期間　平成25年12月17日まで
２　一般調査期日　平成26年１月17日午前11時30分
平成25年10月11日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第１２７号
岡山市北区横井上234番地111
破産者　塚本　晃久
特別調査期日　平成25年11月14日午前11時30分
平成25年10月15日
岡山地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１２３４号
福岡市中央区薬院４丁目２番１号
破産者　株式会社高松組
異議申述期間　平成25年12月11日まで
平成25年10月11日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６０４３号
東京都港区赤坂９丁目６―30―502
破産者　吉岡　睦子
免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
平成25年10月15日
東京地方裁判所民事第20部

復権決定

平成２４年（フ）第２４６号
静岡県富士市厚原2180番地の４
破産者　小長谷陽子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　破産者を復権する。
静岡地方裁判所富士支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２号
山口県美祢市西厚保町原1711番地
清算株式会社　株式会社エム・エムテツク
代表清算人　桃谷　尚男
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所宇部支部

更生手続開始

平成２５年（ミ）第１号
石川県金沢市片町１丁目１番30号
更生会社　ツインフィールズ株式会社
代表者代表取締役　関沢　好洋
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
２　主文　ツインフィールズ株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　上田　裕康
４　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成25年12月10日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成26年２月20日から平成26年３月６日まで
７　更生債権であって、金沢地方裁判所平成24年（再）第２号民事再生事件において再生債権としての届出があったもの（民事再生法97条１号に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない。
大阪地方裁判所第６民事部